

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

○救急医療機関の認定 (医療整備課) 一

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 一

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出 (同) 一

○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件) (森林整備課) 一

○市街地再開発組合の解散の認可 (都市計画課) 二

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (循環型社会推進課) 二

○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (教育庁文化財保護課) 三

収用委員会

○県道丸森柴田線坂津田事件公示送達 三

告 示

○宮城県告示第三百四十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十九年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称

所 在 地

認定年月日

認定の有効期限

仙台南病院	仙台市太白区中田町字前沖一四三	平成二十九年四月一日	平成三十三年三月三十一日
仙台病院	仙台市青葉区堤町三十一番一	平成二十九年四月一日	平成三十二年三月三十一日

○宮城県告示第三百四十五号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十九年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五二二〇〇五一三	放課後等デイサービスひだまりポッケ登米市南方町山成百八十九番地二	放課後等デイサービス	株式会社アソソレイユ	平成二十九年三月一日

○宮城県告示第三百四十六号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十九年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害児通所支援の種類	設置者名	廃止年月日
○四五二七〇〇五一一	みーちゃんち黒川郡大和町吉岡上道三十五番一	児童発達支援	特定非営利活動法人 幸創	平成二十九年三月三十一日

○宮城県告示第三百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石巻市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。

- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百四十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、市街地再開発組合の解散について、次のとおり認可した。

平成二十九年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

立町二丁目五番地区市街地再開発組合

二 事務所の所在地

石巻市立町二丁目五番四号

三 設立認可の年月日

平成二十六年三月二十四日

四 解散認可の年月日

平成二十九年三月二十八日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十九年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十九年宮城県保管ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業務 安定器等・汚染物三千八百四十四台 汚染金属容器四台

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部循環型社会推進課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十九年二月二十八日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 東京都港区芝一丁目七番十七号

五 契約金額 三億一千七百八十九万七千五百三十三円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 名取市下余田字飯塚四百九番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 仙台市太白区東中田二丁目九番二十一―十号

コーポ大泉102

渡邊 敏浩

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年四月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 東北歴史博物館電力受給 年間約三百四万六千キロワット時

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県教育庁文化財保護課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年三月十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所 東北電力株式会社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額 一億七千七百六十四万二千五百七十七円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
七 入札の公告を行った日 平成二十九年一月二十七日

収用委員会

○宮城県収用委員会第17号

県道九森柴田線坂津田事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定により通知すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

平成29年 4月 4日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 通知すべき書類

平成29年3月15日付け宮収第73号 審理の開始についての通知書

2 通知を受けるべき者

菊地さん 住所・常居所不明 ただし、登記簿上の住所「北海道宗谷郡築港村字浅草野市掛地番外地」

荒井興左エ門 住所・常居所不明 ただし、登記簿上の住所「角田市坂津田字北北向35番地」

小野きよ也 住所・常居所不明 ただし、登記簿上の住所「角田市坂津田字北北向23番地の甲」

星きよ 住所・常居所不明 ただし、登記簿上の住所「角田市坂津田字清台40番地」